

**杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた
杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について**

杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び杉並区立学校（以下「区立学校」という。）は、杉並区いじめ問題対策委員会による杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けて、以下の取組を実施します。

- 1 区立学校は、月に1回は必ず学校いじめ対策委員会を開催し、管理職を含めた教職員間で確実に情報共有を図るとともに、いじめの疑いがある事案が発生した際には、速やかに、臨時の学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底する。

また、事案の内容に応じて、校内の他の委員会等の会議においても、いじめに関する情報を共有し、学校全体で組織的な対応を図る。

- 2 教育委員会は、学校いじめ対策委員会の運営が形骸化することがないように、区の「いじめ対応マニュアル」を改定し、委員会の主な役割、委員会で協議する内容、委員会の記録の作成方法等を明確化する。

- 3 区立学校は、全児童生徒を対象にしたいじめに関する授業を年3回以上実施し、児童生徒のいじめに対する理解を深め、いじめの問題に対して主体的に関われるようにする。令和7年度においては、区立小学校の4年生・区立中学校の1年生を対象に、弁護士と連携したいじめに関する授業を実施する。

- 4 区立学校は、年度当初の保護者会、学校運営協議会等において学校いじめ防止基本方針の内容を説明し、保護者や地域のいじめに対する理解を促し、学校、保護者、地域が協力していじめの問題に対応できるようにする。

- 5 教育委員会は、教員の職層に応じたいじめに関する研修を実施するとともに、全教員を対象とした研修動画を作成し、いじめ事案への対応及び重大事態の要件等に関する理解を向上させる。

また、区立学校は、校内において全教員を対象にしたいじめに関する研修を年3回以上実施し、いじめの問題に対する教員の意識と理解を向上させる。

- 6 教育委員会事務局教育人事・指導課に新たに設置した「学校問題対応支援係（CEDAR）^{シダール}」

（いじめの防止等のための対策を担当）は、職員間で、定期的にいじめ事案について情報を共有し、いじめ防止対策推進法等を踏まえた対応策の検討を実施すること等により、いじめ問題への対応力と重大事態の要件等についての理解を向上させる。

また、学校問題対応支援係（CEDAR）^{シダール}と教育委員会事務局庶務課庶務係（杉並区いじめ問題対策委員会の事務局を担当）が、定期的にいじめ事案についての情報を共有することにより、組織的に重大事態の認定の可否を判断する。

7 区立学校は、いじめを行ったとされる児童生徒の人権にも配慮した調査、指導を行うため、いじめ事案への対応に当たっては、学校法律相談を活用して弁護士に相談するなど、専門性を有し、かつ客観的な立場にある者の意見を参考にしながら対応を検討する。

また、教育委員会は、区の「いじめ対応マニュアル」を改定し、いじめに関わった児童生徒への調査等を行う際には必ず複数人で対応し、威圧的な聴き取りとならないようにすることを明記するとともに、教員を対象とした研修等でも周知を図り、児童生徒の人権に配慮した対応を最優先とすることを改めて指導する。